

監査の結果に関する報告等の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第10項の規定による意見について、同条第9項及び第10項並びに八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和6年3月4日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	南方 武
同	松田 憲幸

記

1 監査の対象部局等

- (1) 健康福祉部 地域共生推進課、福祉指導監査課、生活福祉課、高齢介護課、障害福祉課、健康保険課、健康推進課
- (2) 都市整備部 都市政策課、都市交通課、都市基盤整備課、土木管財課、土木建設課、土木管理事務所
- (3) 下水道部 下水道経営企画課、下水道管理課、下水道整備課
- (4) 建築部 住宅政策課、審査指導課、公共建築課、住宅管理課

2 監査の結果に関する報告等

別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査の結果に関する報告等については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	南方 武
同	松田 憲幸

## 監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を同条第10項の規定による意見を添えて提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

令和5年7月24日から令和6年3月1日まで

#### 2 監査の対象部局

- (1) 健康福祉部 地域共生推進課、福祉指導監査課、生活福祉課、高齢介護課、障害福祉課、健康保険課、健康推進課
- (2) 都市整備部 都市政策課、都市交通課、都市基盤整備課、土木管財課、土木建設課、土木管理事務所
- (3) 下水道部 下水道経営企画課、下水道管理課、下水道整備課
- (4) 建築部 住宅政策課、審査指導課、公共建築課、住宅管理課

#### 3 監査の対象

令和4年度の財務事務等(必要に応じて関係する年度に係るものも対象とし、健康福祉部健康推進課に関しては、旧同部新型コロナウイルスワクチン接種事業実施プロジェクトチーム所管に係るものに限り対象とした。)

#### 4 監査の着眼点

財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めているかを主な着眼点とした。

#### 5 監査の実施方法

- (1) 事前に提出を求めた関係書類の内容の確認、照合等をするとともに、事務事業の執行状況について聴取や質問をする等の方法により実施した。
- (2) 本監査の対象のうち、下水道使用料の賦課・徴収事務等をはじめとする下水道健全経営に向けての課題については、本市監査専門委員 大松祐介氏にその調査を依頼して実施した。

#### 6 監査の結果

財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理については、次の指摘事項のとおり合規性の観点からは是正、改善等を要するもの等を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項については必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努めるとともに、これらの事項について必要な措置が講じられたときは、遅滞なく監査委員に報告されたい。

あわせて、地方自治法第199条第10項の規定に基づき意見を付したので、その趣旨に十分留意して対応されるとともに、その対応に係る考え方を監査委員に報告されたい。

最後に、総括において、監査全体を通じた所感等をまとめたので、今後の事務の執行に当たっての参考とされたい。

# 指 摘 事 項

## I 共 通 事 項

### 1 契約事務について

契約に関する事務において、次のような事例が見受けられたので、その適正な執行を図るとともに公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 契約書に八尾市財務規則(八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に基づき記載すべき事項が記載されていないもの

[ 健康福祉部	福祉指導監査課 ]
[ 〃	生活福祉課 ]
[ 〃	高齢介護課 ]
[ 〃	障害福祉課 ]
[ 〃	健康推進課 ]
[ 都市整備部	都市基盤整備課 ]
[ 〃	土木管財課 ]
[ 下水道部	下水道経営企画課 ]
[ 〃	下水道整備課 ]
[ 建築部	住宅政策課 ]
[ 〃	公共建築課 ]
[ 〃	住宅管理課 ]

- (2) 八尾市財務規則(八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に基づき契約保証金を免除する場合において、次のようなもの

#### ア 免除することにつき起案文書により意思決定されていないもの

[ 健康福祉部	生活福祉課 ]
[ 〃	高齢介護課 ]
[ 〃	障害福祉課 ]
[ 〃	健康推進課 ]
[ 都市整備部	都市交通課 ]
[ 〃	都市基盤整備課 ]
[ 〃	土木管財課 ]
[ 〃	土木建設課 ]
[ 〃	土木管理事務所 ]
[ 下水道部	下水道整備課 ]
[ 建築部	住宅政策課 ]
[ 〃	審査指導課 ]

#### イ 起案文書に記載された免除につき適用すべき八尾市財務規則の条項が誤っているもの

[ 健康福祉部	地域共生推進課 ]
[ 〃	健康保険課 ]

#### ウ 免除の意思決定に係る起案文書にその具体的な事由が記載されていないもの

[ 健康福祉部	地域共生推進課 ]
[ 〃	福祉指導監査課 ]
[ 〃	生活福祉課 ]
[ 〃	健康保険課 ]
[ 〃	健康推進課 ]
[ 都市整備部	都市政策課 ]
[ 下水道部	下水道経営企画課 ]
[ 建築部	住宅管理課 ]

(3) 八尾市暴力団排除条例及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定により契約相手方から提出させるべき当該契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に関し、次のようなもの

ア 当該誓約書の提出を受けていないもの

[ 健康福祉部 福祉指導監査課 ]  
[ 〃 生活福祉課 ]  
[ 〃 健康推進課 ]  
[ 都市整備部 土木管理事務所 ]  
[ 下水道部 下水道経営企画課 ]  
[ 建築部 住宅政策課 ]  
[ 〃 審査指導課 ]  
[ 〃 公共建築課 ]  
[ 〃 住宅管理課 ]

イ 契約書に当該誓約書の提出に関する条項を定めていないもの

[ 健康福祉部 高齢介護課 ]  
[ 建築部 住宅政策課 ]  
[ 〃 住宅管理課 ]

ウ 当該誓約書の提出を求めないことができる要件の変更等に伴い必要な契約書に定める当該誓約書の提出に関する条項の整備が行われていないもの

[ 健康福祉部 高齢介護課 ]  
[ 下水道部 下水道管理課 ]  
[ 建築部 住宅政策課 ]

(4) 地方自治法施行令に基づき随意契約を行う場合において、当該契約の締結に係る起案文書に同令の適用条項及びその具体的な理由又はそれらのいずれかが記載されていないもの

[ 健康福祉部 健康推進課 ]  
[ 都市整備部 都市交通課 ]  
[ 建築部 審査指導課 ]

(5) 公募型プロポーザル方式により契約相手方となる事業者を選定する手続において、次のようなもの

ア プロポーザルに参加する事業者の募集要項に記載している参加資格要件において、「八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき設定すべき要件のうち一部について記載が漏れているもの

[ 都市整備部 土木建設課 ]

イ 市のホームページに掲載して公表しているプロポーザルの審査結果において、同ガイドラインに基づき掲載することとされる事項のうち一部について掲載が漏れているもの

[ 都市整備部 土木建設課 ]

(6) 単価契約により契約を締結する場合において、契約総額を定めていないもの

[ 健康福祉部 高齢介護課 ]

(7) 業務委託契約に関し、市が適当と判断した事業計画書を提出した者を契約相手方とする場合において、当該契約の締結に係る起案文書に当該事業計画書の適否が記載されていないもの

[ 健康福祉部 高齢介護課 ]

(8) 契約書に記載されている談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約条項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴い必要な整備がされていないもの

[ 健康福祉部 高齢介護課 ]

(9) 契約書に仕様書を引用して委託業務の内容を特定する契約条項を定めている場合において、当該契約書に仕様書が添付されていないもの

[ 健康福祉部 高 齢 介 護 課 ]

[ " 健 康 推 進 課 ]

(10) 契約の締結に係る起案文書に契約締結日後の日付が決裁日として記載されているもの

[ 健康福祉部 健 康 推 進 課 ]

(11) 契約書に基づき契約相手方が市に提出すべき書類の提出を受けていないもの

[ 健康福祉部 高 齢 介 護 課 ]

(12) 契約書に基づく契約相手方への通知を当該契約書に定める方法により行っていないもの

[ 健康福祉部 健 康 推 進 課 ]

## Ⅱ 個別事項

### [ 健康福祉部 ]

#### 【地域共生推進課】

##### 1 同和更生資金貸付金の償還に係る事務について

本貸付金については、既にその貸付制度は廃止されているが、廃止後もその未償還金の償還に係る事務を当課において行っている。

(1) 各会計年度の決算において、本貸付金に関し、当該会計年度中に償還のあった額を一般会計の歳入に調定額及び収入済額として計上するとともに、「財産に関する調書」中に債権の年度末残高として当該会計年度末における未償還金の額が記載されている。

しかしながら、未償還金は既に償還期間が経過した債権であり、一般会計の歳入において、その全額を当該会計年度に収入すべきものとして調定し、その額から当該会計年度の収入済額及び不納欠損額を控除した額を収入未済額として計上すべきで、また、そのように計上した場合にあっては、地方自治法施行規則において「財産に関する調書」には決算年度の歳入に係る債権以外の債権を記載することとされていることから、当該調書に記載すべき本貸付金に関する債権はないので、適正な事務処理に改めること。

(2) 平成 24 年度において、八尾市債権管理条例に定める債権放棄をすることができる要件に該当する未償還金に係る債権については、本貸付金の原資の 3 分の 2 を出資した大阪府と協議の上、これを放棄する手続が執られている。

その後において当該手続は行われていないが、なお償還されていないものにおいて既にその債権の消滅時効の期間が経過したものや債務者が死亡しているもの等が見受けられたので、これらの状況も踏まえた上で今後の債権管理の適正を期されたい。

##### 2 補助金の交付事務について

補助金の交付手続等については、八尾市補助金交付規則にその基本的事項が定められているほか、当該補助金に係る補助金交付要綱に準拠すべき事項がそれぞれ定められているが、その交付手続等において次のような事例が見受けられたので、補助金に係る予算執行の適正化を図るよう事務処理を改めること。

- (1) 補助金交付要綱において、対象経費に対する補助率等の交付額の算定方法が規定されていないもの
- (2) 補助金交付申請書や補助金実績報告書において、補助金交付要綱に基づき添付すべき書類が添付されていないもの

#### 【福祉指導監査課】

##### 1 八尾市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針の策定に係る事務について

福祉指導監査課では、「八尾市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」等に基づき、当年度における主な指導項目等を明確にし、計画的に指導を実施するため、当該年度の当初に「八尾市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針」を策定しているが、令和 4 年度の当該実施方針について、その策定に係る決裁手続がされていなかったため、適正な事務処理を行うこと。

##### 2 実地指導の結果に対する改善報告に関する事務について

法律等に基づき実施した実地指導において、その結果に対する改善報告が、報告期限を過ぎても事業所等からなされていないものが見受けられた。利用者が安心して適正なサービスを受ける環境が確保されるよう、適時適切な改善状況の確認を行うよう事務処理を改めること。

### 3 要綱の整備について

「八尾市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱」等において、当該要綱に規定する「集団指導」をオンラインを活用して実施するにつき必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、関係する要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。

## 【生活福祉課】

### 1 生活保護法に基づく返還金等に係る事務について

生活保護法第 63 条の規定による返還金及び同法第 78 条の規定による徴収金に係る滞納金については、「生活保護法第 63 条の規定による返還金及び同法第 78 条の規定による徴収金にかかる滞納処理事務取扱要領」に基づきその徴収事務が行われているが、次のような事例が見受けられたので適正な事務処理に改めること。

- (1) 滞納金に係る督促状を同要領に定める送付時期までに送付していないもの
- (2) 債務者との交渉記録が適切に作成されていないもの
- (3) 債務者に対し納付勧奨をしていないもの

## 【高齢介護課】

### 1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

所管する行政財産について、市が施策を推進していく上での協力機関に公共目的で使用させるためその目的外使用を許可する場合において、当該許可をするときは市長の決裁を受けるよう「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に定められているが、部長が決裁しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 2 補助金の交付事務について

補助金の交付手続等については、八尾市補助金交付規則にその基本的事項が定められているほか、当該補助金に係る補助金交付要綱に準拠すべき事項がそれぞれ定められているが、補助金交付要綱に定める期日までに交付手続がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 3 要綱の整備について

所管している要綱について、関係する他の要綱の引用条項が誤っているもの等が見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。

### 4 会議の開催に係る事務について

八尾市地域包括支援センター運営協議会等の会議について、出席委員の氏名等が記録されておらず、会議の成立要件の適否が確認できないものが見受けられたので、会議の開催や決定が適正な手続を経て行われたことを明確にするため必要な事項を適切に記録するよう事務処理を改めること。

## 【障害福祉課】

### 1 八尾市障害児通所給付費の支給に係る事務について

八尾市障害児通所給付費の支給の決定等に係る関係書類において、必要事項の記入が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。



## [ 都市整備部 ]

### 【都市政策課】

#### 1 補助金の交付事務について

補助金の交付申請において、当該補助金に係る補助金交付要綱に基づき添付すべき書類のうち一部が補助金交付申請書に添付されていないものについて、そのことにつきやむを得ない事由があるものとしてその交付決定をする場合において、起案文書に当該事由を記載せずに決裁手続をしているものが見受けられたが、その審査過程等を起案文書に明らかにし、交付決定手続の公正性や透明性を確保するよう事務処理を改めること。

### 【都市交通課】

#### 1 要綱の整備について

所管している要綱において、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。

### 【都市基盤整備課】

#### 1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

行政財産の目的外使用許可に係る使用料を免除する場合において、当該免除に係る起案文書に記載されている八尾市公有財産及び物品条例に定める免除要件に係る条項の適用が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 【土木管財課】

#### 1 八尾市道路占用者連絡協議会に係る事務について

本協議会は、道路占用当事者と密接な連絡を取り、道路の構造及び機能の保全に努め、道路占用工事の施工に起因する災害を防止し、安全かつ円滑な道路占用工事の向上に努めるとともに文化的な住みよい町づくりに寄与するため、道路占用に伴う工事の事前協議、経過報告、調整等が行われており、その事務局が土木管財課内に置かれている。

本協議会の会議は、ライフラインに関する事業者との連携体制を構築するために重要なもので、令和4年度において4回開催されていたが、会議の内容や結果等を記録した会議録その他の書面等が作成されていないので、これを確認できるようにし、透明性を確保するよう事務処理を改めること。

### 【土木管理事務所】

#### 1 YAOアドプト環境美化活動に係る事務について

「YAOアドプト環境美化活動」は、本市が管理する公園、道路、水路・河川等の一定区間において、市民団体等の清掃、緑化のボランティア活動を支援し、まちの美化意識の向上と市民・各種団体・NPO・企業・行政による協働のまちづくりを推進するために実施されている。

(1) 「YAOアドプト環境美化活動実施要領」に基づく当該活動に関する参加申込書を市に提出した者との覚書の締結に係る起案文書において、審査基準に基づくその活動内容等の適否についての審査結果等が記載されていないので、覚書の締結に係る手続の公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。

(2) 「YAOアドプト環境美化活動に関する取り扱い基準」において、引用している条例の名称が誤っているものが見受けられたので、規定を整備すること。

## 2 要綱の整備について

所管している要綱において、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。

## [ 下 水 道 部 ]

### 【下水道経営企画課】

#### 1 受益者負担金の前納報奨金に係る事務について

市は、公共下水道の整備によって利益を受けるその排水区域内に存する土地の所有者等から、これらの者の負担の公平を図るため、都市計画法及び八尾市下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金を徴収している。

受益者負担金を納付すべき者がその納期限までに一括納付をしたときは、その額の9パーセントに相当する額を前納報奨金として交付するよう八尾市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に規定されているが、その場合のうち一部のものについては交付しないこととする運用が明文化したルールを定めずに行われているので、速やかに関係規定を整備するなどその適正化を図ること。

### 【下水道管理課】

#### 1 排水設備工事指定業者の指定に係る事務について

(1) 排水設備工事指定業者の指定に係る申請書等に申請者が記入すべき提出日の記入が漏れているものについて、当該指定を決定しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(2) 八尾市下水道条例において排水設備工事指定業者の指定要件が定められているが、当該指定に係る起案文書に指定要件の適否に係る審査の結果が記載されていないので、指定手続の公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。

## [ 建 築 部 ]

### 【住宅政策課】

#### 1 補助金の交付事務について

補助金の交付手続等については、八尾市補助金交付規則にその基本的事項が定められているほか、当該補助金に係る補助金交付要綱に準拠すべき事項がそれぞれ定められているが、補助金交付要綱に基づき補助申請者から提出された書類において、日付等の必要事項の記入が漏れているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

### 【住宅管理課】

#### 1 市営住宅の家賃の算定等に係る事務について

(1) 市営住宅入居者は、毎年度、市長に対し、八尾市営住宅条例施行規則に基づき定められた期日までに家賃算定の根拠となる収入申告書を提出しなければならないとされているが、提出された収入申告書にその提出日が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

(2) 市営住宅の家賃の減免及び共益費の免除は、それぞれ減免又は免除の申請のあった月から適用することとされているが、これらの申請に際し提出された申請書に提出日が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

## 意見

本市の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、次のとおり意見を付す。

### 1 生活保護制度について

#### (1) 生活保護費の支給方法について

生活保護費の支給は、口座振込によることを原則としているが、生活指導、就労指導、返還金・徴収金の納付指導等を行う上で観察が必要と判断としたケースについては、やむを得ず、その一部につき窓口での現金支給が行われている。

しかしながら、現金支給においては、経理担当者が多額の現金を取り扱い、その仕分にも時間を要しており、被保護者も多額の現金所持等のリスクを伴っていることから、口座振込の阻害要因の排除に取り組むなど、現金の取扱いに係るリスク低減に努められたい。

#### (2) 被保護者の自立支援について

生活保護からの経済的な自立を目指す就労可能な被保護者に対し、稼働能力の活用に対して適切な助言指導を行い、就労に向けて支援することは重要である。

本市では、自立支援プログラムを導入するとともに、就労支援員やキャリアカウンセラーを配置し、被保護者の状況に応じたきめ細かな就労支援に取り組まれている。

また、労働部局等では、寄り添い型の就労支援や生活相談が実施されているところである。

今後、さらに関係部局が有機的に連動し、より効果的な自立支援に取り組むよう努められたい。

#### (3) 生活保護業務の執行体制の整備について

被保護世帯の扶助の実施に当たっては、生活状況に応じた的確な援助方針策定と効果的な指導援助が重要であり、本市では、多様な人材と制度を活用し適切な支援に取り組まれているところである。

しかしながら、多様な専門性を有した人員の増加等を要因とした組織の肥大化により労務管理及び人材育成の観点から見た課題もあることから、今後も関係部局と協議しながら業務の執行体制の整備に取り組み、適正な生活保護制度の運営に努められたい。

### 2 国民健康保険事業について

国民健康保険事業特別会計は、被保険者の保険料収入、府支出金及び市の繰入金を主たる財源としており、それらのうち府支出金において、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する「保険者努力支援制度」が創設された。

その主な指標として、特定健康診査・特定保健指導の実施率、他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況、国民健康保険実施主体としての収納率向上に関する取組の実施状況、地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況等が設定されているが、本市においては、その指標に対する評価点が低い項目があり、交付金の増額を目指せる余地を有していることから、従来の取組の効果性・効率性を改めて検証し、評価の向上に取り組み、健全な国保財政運営に資するよう一層の財源確保に努められたい。

また、そのためにも、関係部局や関係機関との連携・協力により、総合的な健康づくりの取組を一層進められたい。

### 3 都市計画道路の整備事業について

都市計画道路の整備は長期にわたる事業であるが、現在事業実施をしているもので、東部大阪都市計画道路事業久宝寺線にあっては平成 23 年 1 月から、東部大阪都市計画道路事業 JR 八尾駅前線にあっては平成 29 年 3 月からそれぞれ事業が開始されており、いずれもその用地買収の開始から一定期間が経過している。

早期に事業効果を発現させるためにも完了予定期間内での完成が望ましいことから、場合によっては土地収用法に基づく収用も視野に入れながら着実に事業を進めるとともに、その進捗状況については、市民に分かりやすく情報提供するよう努められたい。

### 4 下水道使用料に係る減免について

生活保護受給世帯等及び生活保護世帯に準ずる生活困窮世帯に対する下水道使用料の減免については、下水道使用料の徴収開始当初から下水道の普及促進等を目的としてこれまで実施されてきたが、令和 4 年度末に本市の下水道整備人口普及率が 95.1 パーセントに達したことから、下水道の普及促進という主たる目的は果たされたものとして、現行の減免制度が令和 5 年度の適用期間をもって廃止されることとなった。

大阪府下の他の市町村においても下水道使用料に係る減免制度の廃止や見直しが進んでいる状況にあり、受益と負担の公平性の確保の観点からみれば、現行の減免制度の廃止については妥当であると考えられる。

しかしながら、市民生活への影響等を鑑み、減免制度の廃止に当たっては、その対象者に対し丁寧な説明を行われたい。

### 5 受益者負担金に係る会計処理について

受益者負担金に係る会計処理は、資本的収入における不確実な収入計上を避けるため現金主義による経理が行われている。その収納状況等については別途システムにより管理し、毎年度、市議会にその状況が報告されているものの、現行の決算書においては、受益者負担金の未収金及びそれに係る貸倒引当金が計上されておらず、かつ、別途システムにより管理されていることについて記載されていないことを踏まえ、当該未収金及び貸倒引当金に関し会計上開示するか否かについて会計処理を整理し、適切な経理業務を行われたい。

### 6 下水道使用料・受益者負担金の徴収対策について

下水道使用料は、その徴収事務を水道事業管理者に委任し、水道局において水道料金と一括で徴収されている。納期限までにその納付がなかった場合にあっては督促状又は催告書が送付され、時効によってその債権が消滅した場合にあっては不納欠損処理がそれぞれ行われているが、下水道使用料は強制徴収公債権に該当し、民事執行手続によらずに強制徴収をすることが可能であることも踏まえ、受益と負担の公平性の観点から、水道局とも十分連携してより効果的な徴収対策を検討されたい。

あわせて、受益者負担金については、賦課・徴収ともに下水道部において行われているが、その債権も強制徴収公債権に該当するので、下水道使用料と同様に、より効果的な徴収対策を検討されたい。

### 7 水洗便所改造資金助成制度について

本市の公共下水道に係る処理区域内において既設の汲み取り便所やし尿浄化槽付便所の水洗便所への改造に必要な工事を行おうとする者は、「八尾市水洗便所改造資金助成規則」に基づく補助金制度又は融資あっせん制度を利用することができるが、補助金の交付を受けようとする場合にあっては、下水の処理を開始すべき日(供用開始日)から 3 年以内に工事に着手することが要件となっている。

令和 4 年度中に増加した水洗化戸数のうち、供用開始日から 3 年以内に水洗化されたものは約 16 パーセントにとどまり、当該期間の経過後に水洗化された件数に比べ少数となっていることに加え、近年、融資あっせん制度の利用件数が微少となっている状況を鑑み、本助成制度の効果性について現状を今一度検証し、より効果的な助成制度の在り方を検討されたい。

## 総 括

今回、本市監査基準に基づき、各監査対象部局における事務の執行に関し監査を実施したところであるが、全体に共通して見受けられた特に留意すべき点について、次のように述べておく。

まず、全体に共通なものとして、「契約締結に係る伺書において、契約保証金の免除についての意思決定がされていないものや免除した具体的な理由のないもの」や「契約相手方から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を受けていないもの」等の指摘事項が検出されたが、これらは特に留意すべき事項であるので、今後、各所属において同様の事象が検出されることのないよう、契約の更新その他の伺書の内容について点検するなど適正な業務執行を確保されたい。

また、令和4年4月からの「電子決裁及び文書管理システム」の運用開始に際し、八尾市文書管理改革方針の策定や八尾市文書取扱規程の全部改正が行われるなど、文書の取扱いに係る庁内ルールが整備されたが、今回の監査を通じ、特に、各所属における決裁後の施行文書や契約書副本の文書管理システムへの登録に係る事務処理において、当該ルールに基づく運用が行われていない事例が数多く見受けられた。これらのことを踏まえ、電子化された公文書を適正に保存し、将来にわたって安定的な利用を可能とするために、文書保存年限をはじめ、決裁区分やファイル添付等の庁内ルールについて職員一人ひとりが共通の理解を持てるよう、「電子決裁及び文書管理システム」の適正な運用について庁内周知を徹底されたい。

なお、所管事務の適正な業務執行や庁内周知の際は、「令和5年度契約事務研修資料(総務部契約検査課)」や「八尾市文書取扱規程の手引き(総務部総務課)」等のマニュアルや手引きを参照するなど、効率的かつ効果的に行われたい。

また、各所属個別のものとしては、市の各債権の管理に係る手続や要綱における不備等の指摘事項が検出されたが、これらは今回の監査対象部局において見受けられたものではあったものの、全庁的なリスクとして潜在していると推察されるものであることから、今回の監査の結果を、全部局が「我が事」と受け止め、あらためて事務の検証を行う必要があると考える。

さらに、消費税法等の一部改正により令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されたが、これを機に、あらためて契約等における消費税等の取扱いを確認し、過払や未払の発生防止に努められたい。

最後に、最大震度7を観測した能登半島地震の発生など、想定を上回る大規模な地震・災害が発生し、家屋倒壊等により甚大な被害をもたらされたが、本市においても、災害に備え、耐震化促進事業や空き家対策事業などソフト及びハードの両面において、大規模災害による被害を最小限にとどめるよう一層の事業推進に努められたい。